

(平成25年6月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は42万円、16年6月28日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月24日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年6月28日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から③までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は42万円、16年6月28日は27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月28日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間の記録が無いので、申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年10月24日は5万6,000円、同年12月25日は14万8,000円、16年6月28日は19万円、同年10月28日は5万6,000円、同年12月24日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年10月24日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年6月28日
④ 平成16年10月28日
⑤ 平成16年12月24日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑤までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年10月24日は5万6,000円、同年12月25日は14万8,000円、16年6月28日は19万円、同年10月28日は5万6,000円、同年12月24日は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当

時) に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は61万5,000円、16年6月28日は37万円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年6月28日
③ 平成16年10月28日
④ 平成16年12月24日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から④までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年12月25日は61万5,000円、16年6月28日は37万円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月15日は30万円、18年6月15日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年6月15日

年金記録によると、A社から支給された平成17年12月及び18年6月の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、金融機関から提出された申立人に係る普通預金取引明細表により、申立人は、申立期間①において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成18年度市民税・県民税特別徴収額の通知書及びB市から交付された同年度の所得証明書に記載されている社会保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、上記普通預金取引明細表に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書及び金融機関から提出された申立人に係る普通預金取引明細表により、申立人は、60万円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

- 3 なお、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主及び破産管財人は、確認できる資料を保管しておらず不明である旨の回答をしているものの、申立期間当時、当該事業所において経理部門を担当していた取締役は、「両申立期間における賞与については、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしていなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人に係る両申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成元年7月まで
私は、「年金だけは未納とせず、必ず納付するように。」と母から言われ続けていたので、20歳の誕生日を少し過ぎてから国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた記憶がある。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和63年*月を少し過ぎてから、A市B区に居住していたときに、同市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者に係る資格取得状況及び国民年金保険料の納付状況調査により、平成6年4月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はその頃に国民年金の加入手続を行ったものと認められる上、申立人の年金手帳において、国民年金加入手続を行った当時の住所が、同市C区と記載されており、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される平成6年4月の時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができない上、申立期間について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿が存在せず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4634（釧路厚生年金事案 61 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年6月1日まで

昭和25年4月から26年9月まで、A社に営業職の正社員として勤務したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年6月1日となっていることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、年金記録確認釧路地方第三者委員会（当時）から認められないとの通知をもらった。

今回、申立期間当時の同僚一人の連絡先が判明したので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社が合併したB社に照会したものの、申立期間当時の資料は保存していない旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと等を理由として、既に年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に基づき平成20年7月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「学校を卒業した直後の昭和25年4月からA社に勤務したことは間違いない。また、申立期間当時の同僚一人の連絡先が判明したので、再度、調査してほしい。」と主張しているところ、C大学から提供された卒業生名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、

申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚 13 人（申立人が名前を挙げた同僚 1 人を含む。）に照会し、9 人から回答が得られたところ、このうち 7 人は、自身が記憶する入社日からそれぞれ 1 か月後から 17 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該 7 人のうち 4 人は、「当時は、短期間で退職する者が多く、従業員の出入りが激しかったため、会社は、採用後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、従業員について、採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことが推認できる上、回答が得られた同僚 9 人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

そのほか、年金記録確認釧路地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4635（函館厚生年金事案 237 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 61 年 8 月まで
② 昭和 62 年 10 月から平成 3 年 8 月まで

申立期間当時、A社（現在は、B社）に勤務していたが、昇進するとともに、給与が上昇していた時期なので、給与が下がるということは考えられず、当時の年収から見ても標準報酬月額が低すぎるので、年金記録の標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てたが認められなかった。

今回、新たな資料として、企業年金連合会の老齢年金証書等を提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社から提出された社会保険被保険者台帳及び企業年金連合会から提出されたC厚生年金基金に係る「中脱記録照会（回答）」に記載されている申立人の標準報酬月額は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していること、ii) 当該事業所に係る被保険者原票において、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらないこと、iii) 申立人の当該事業所に係る被保険者原票を確認したが、申立期間のうち昭和 59 年 10 月 1 日付けの標準報酬月額の記録が 20 万円から 22 万円に訂正されていることが確認できるものの、そのほかの期間について、遡及して引き下げられた記録は無く、申立期間について不自然な形跡が無いこと、iv) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細

書等の資料は無いこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 7 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、企業年金連合会の老齢年金証書及び支給額変更通知書並びに C 厚生年金基金の一時金裁定通知書等を提出しているが、これらの資料からは申立人が主張する申立期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできないことから、申立人の主張は、年金記録確認函館地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。